令和７年12月16日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24136	チフェンスルフロンメチル水和剤	ハーモニー７５ＤＦ	東京都千代田区大手町一丁目１番１号　エフエムシー・ケミカルズ株式会社　代表取締役　平井康弘

令和７年12月18日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
17557	フルアジナム水和剤	日曹フロンサイド水和剤	東京都千代田区丸の内二丁目７番２号　日本曹達株式会社　取締役社長　阿賀英司
17556	フルアジナム水和剤	石原フロンサイド水和剤	大阪市西区江戸堀一丁目３番15号　石原産業株式会社　取締役社長　大久保浩
18429	イプロジオン・トルクロホスメチル水和剤	ロブグラン水和剤	北海道北広島市北の里27番地４　ホクサン株式会社　代表取締役社長　畠山直樹
22629	フルアジナム水和剤	ホクサンフロンサイド水和剤	〃
22735	イプロジオン・テブコナゾール水和剤	ホクサンユキスター水和剤	〃

○国土交通省告示第二百八十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大鹿谷川（二）

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十二年建設省告示第七百四号で指定した大鹿谷川に掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県赤穂市木津

字向山　一三二一番九六　一号から九号まで及び二十七号から三十八号まで

一三二一番二〇六　十号から十四号まで及び二十三号から二十五号まで

一三二一番六三　十五号から二十二号まで及び二十六号

字大石　一三二三番五　三十九号

一三二三番六　四十号

一三二三番一七〇　四十一号

一三二三番一〇　四十二号から四十六号まで

一三二三番一一　四十七号及び四十八号

一三二三番一二　四十九号から六十号まで

一三二三番一六　六十一号から六十六号まで

○国土交通省告示第二百八十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大河内川

二　砂防法第二条の土地の表示

(一)　砂防法第二条の土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十年建設省告示第千七百号で指定した小河内川に掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県宍粟市千種町岩野辺

字小河　一三八六番七　一号及び二号

一三八六番九四　三号から十三号まで及び二十四号

字山根　一二五〇番四四　十四号から十七号まで

一二五〇番三二　十八号から二十三号まで

(二)　砂防法第二条の土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十年建設省告示第千七百号で指定した小河内川に掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県宍粟市千種町岩野辺

字小河　一三八六番七　一号及び二号

一三八六番九四　三号から十三号まで及び二十四号

字山根　一二五〇番四四　十四号から十七号まで

一二五〇番三二　十八号から二十三号まで

○国土交通省告示第二百八十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奈女沢

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　群馬県利根郡みなかみ町高日向及び同町奈女沢の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を令和二年国土交通省告示第八百六十六号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36° 44′ 47.2229″	138° 59′ 11.5355″
2	36° 44′ 47.7620″	138° 59′ 15.0509″
3	36° 44′ 47.8220″	138° 59′ 16.7201″
4	36° 44′ 48.4478″	138° 59′ 19.3642″
5	36° 44′ 49.4871″	138° 59′ 21.0760″
6	36° 44′ 50.5000″	138° 59′ 22.0521″
7	36° 44′ 50.8457″	138° 59′ 23.4322″
8	36° 44′ 50.6423″	138° 59′ 24.2807″

ロ　群馬県利根郡みなかみ町奈女沢の区域内の土地のうち、次の九点から十二点までを順次結んだ線及び九点と十二点を令和二年国土交通省告示第八百六十六号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
9	36° 44′ 47.8803″	138° 59′ 21.3112″
10	36° 44′ 47.2585″	138° 59′ 20.5940″
11	36° 44′ 45.4468″	138° 59′ 16.8377″
12	36° 44′ 45.8213″	138° 59′ 15.1103″

○国土交通省告示第二百八十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月十九日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

堀久保沢

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県諏訪市大字上諏訪の区域内の土地のうち、次の一点から二十五点までを順次結んだ線及び一点と二十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36° 03′ 36.2536″	138° 08′ 03.6645″
2	36° 03′ 36.2740″	138° 08′ 04.3991″
3	36° 03′ 35.7132″	138° 08′ 05.3771″
4	36° 03′ 35.1608″	138° 08′ 05.3893″
5	36° 03′ 34.8447″	138° 08′ 06.1868″
6	36° 03′ 34.4243″	138° 08′ 06.3318″
7	36° 03′ 33.8333″	138° 08′ 07.2099″
8	36° 03′ 33.9568″	138° 08′ 07.7525″
9	36° 03′ 33.5335″	138° 08′ 08.3813″
10	36° 03′ 31.6404″	138° 08′ 10.1638″
11	36° 03′ 30.9964″	138° 08′ 10.7765″
12	36° 03′ 31.0162″	138° 08′ 09.4063″
13	36° 03′ 30.5960″	138° 08′ 06.1654″
14	36° 03′ 30.0837″	138° 08′ 05.9157″
15	36° 03′ 30.1820″	138° 08′ 05.4569″
16	36° 03′ 31.3047″	138° 08′ 05.3347″
17	36° 03′ 31.4265″	138° 08′ 04.7663″
18	36° 03′ 32.6501″	138° 08′ 05.1640″
19	36° 03′ 32.5464″	138° 08′ 05.6476″
20	36° 03′ 33.4589″	138° 08′ 06.4659″
21	36° 03′ 33.8318″	138° 08′ 06.1070″
22	36° 03′ 34.9224″	138° 08′ 04.4868″
23	36° 03′ 35.4438″	138° 08′ 04.3124″
24	36° 03′ 35.6321″	138° 08′ 04.1059″
25	36° 03′ 35.6223″	138° 08′ 03.7457″